別表第八２（86の４）ニ(イ)に次のように加える。

c　光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10㎜以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八２（86の４）チ(ロ)中「ランプのソケット」を「光源取付け部」に改める。

別表第八２（86の７）の前に次のように加える。

（86の６の２）　エル・イー・ディー・ランプ

イ　構造

(イ)　口金等の導電部は、銅又は銅合金であること。

(ロ)　口金のかん合部の寸法は、ＪＩＳ　Ｃ　7709―１「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性　第１部　口金」に適合すること。

(ハ)　コンデンサーを有するものにあつては、電源を遮断したときに、口金の異極充電部間の電圧は１秒後において、45Ｖ以下であること。ただし、口金の異極充電部から見た回路の総合静電容量が0.1μF以下であるものにあつてはこの限りではない。

(ニ)　一般照明用に使用するエル・イー・ディー・ランプにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

(ホ)　供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

ロ　絶縁性能

附表第三１及び２の試験を行つたとき、これに適合すること。

ハ　口金の接着強さ

(イ)　次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ピン根元とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口金の種類及び大きさ		ねじりモーメント（Nm）
ピンが２本のもの	ＧＸ53	3
	B22ｄ	3

(ロ)　次の表に掲げる口金を用いたランプにあつては、口金ねじ部とランプ着脱時に保持される部分との間に同表に掲げるねじりモーメントを徐々に加えたとき、異状が生じないこと。

口　金　の　大　き　さ	ねじりモーメント（Nm）
E11	0.8
E12	0.8
E14	1.15
E17	1.5
E26	3

別表第八２（86の７）ニ中「試験品に加え」を「試験品に連続して加え」に改める。

別表第八２（86の８）の前に次のように加える。

（86の７の２）　エル・イー・ディー・電灯器具（㊱及び（86の４）に掲げるものを除く。）

イ　構造

(イ)　屋外用のものにあつては、防水構造であること。

(ロ)　グローブ、カバー等を有するものにあつては、器体の内部に虫、じんあい等が侵入し難い構造であること。

(ハ)　光源取付け部及び器具本体の結合部分であつて、回転することにより電線被覆を損傷するおそれのあるものにあつては、回り止め又は緩み止めを施すこと。

(ニ)　プルスイッチを有するものにあつては、引きひもを操作することによりプルスイッチが破損せず、かつ、絶縁距離が附表第二に掲げる値以下にならない構造であること。

(ホ)　陶磁器、ガラス等の割れるおそれのある材料を用いたものにあつては、これらのもの（エル・イー・ディー・ランプを除く。）を取り除いたとき、充電部に人が容易に触れるおそれのない構造であること。

(ヘ)　屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一に規定する技術上の基準又は第２項の規定による技術上の基準に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75㎟以上のものであること。

(ト)　器具の質量が３㎏を超えるものにあつては、電源電線でつり下げる構造のものでないこと。ただし、器具の補強索等により機械的強度を強化した電源電線を使用するものにあつては、この限りでない。

(チ)　器具の重さが５㎏を超えるものにあつては、ローゼットの電気的接続部に荷重が加わらないこと。

(リ)　つり下げ型のものにおいては、引きひも取付け部及び引きひもは、次に適合すること。

ａ　器具を通常の使用状態に取り付け、引きひも取付け部に70Ｎの引張荷重を１分間加えたとき、これに耐えること。

ｂ　ａの試験の後、引きひもの先端に50Ｎの引張荷重を１分間加えたとき、引きひもは切断せず、かつ、150Ｎの引張荷重を加えたとき、引きひもは切断すること。

ｃ　ａ及びｂの試験の後、器体に異状が生じないこと。

(ヌ)　一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

(ル)　供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

ロ　絶縁性能

屋外用のものにあつては附表第三１、２及び３の試験を、その他のものにあつては附表第三１及び２の試験を行つたとき、これに適合すること。

ハ　平常温度上昇

通常の使用状態において、入力調整用コントローラーを有するものにあつては入力が最大となる位置にセットし、入力調整用コントローラーを有しないものにあつてはそのまま、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に連続して加え、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所（同表７に掲げる測定箇所にあつては、光源に近接する部分並びに人が容易に触れるおそれのない場所で使用するものの反射笠、グローブ及び照明カバーを除く。）ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、次の表の左欄に掲げる測定箇所にあつては同表の右欄に掲げる値以下であること。